

一者応札、応募に係る改善方策について

平成21年6月11日
独立行政法人造幣局

独立行政法人造幣局では、随意契約見直し計画の推進により、従来競争性のない随意契約を行ってきたものについて一般競争入札等の競争性のある契約方式への移行を推進してきたところである。

一方で、一般競争入札や企画競争を実施した結果、一者応札、一者応募となっている事例が散見される事態となっている。これは、入札等に付したものの競争性が十分に確保されていないことがその一因となっていると考えられ、造幣局としてもこうした事態を回避し実質的な競争性を確保するため、以下のとおり改善方策を定めて取り組むこととする。

1. 造幣局における一者応札、一者応募の要因別類型

業務に特殊性、専門性があるもの（特殊な知識、技術を要する業務で、対応できる者が限定的になっているもの）

参加可能な者が少数であるもの（貨幣材等一般に使用等されない特殊な対象物であるため、これを製造・供給できる者が限定的になっているもの）

過去に契約実績がある者、特殊な技術、特定の情報を有する者が有利となっているもの（既存の機械設備、情報システムの保守点検の業務など、当初納入業者がそのノウハウを保有しており、それ以外の者が参入をしない傾向が見られるもの）

2. 改善方策

（共通項目）

（1）公告期間の十分な確保

現在、休日を含めて10日以上としている公告期間について、過去に一者応札、一者応募となった契約等に係るものは、原則として10営業日以上公告期間を確保する。

（2）公告周知方法の改善

公告については、掲示板、ホームページにより行っているが、より多くの者へ公告案件を周知するため、同一地域に所在する関係機関のホームページにおいて当局ホームページへのリンクができるようにし、より広範囲にわたる情報提供の場を確保する。

（3）仕様書の見直し

契約に係る仕様書を作成する際には、以下の点に留意する。

特殊な仕様となっているものであっても、代替可能な市販品がないか市場調査に努め、できる限り互換性のあるものとする。

納入後に改造、保守等を行う場合の仕様書に反映できるよう、納入業者からできる限り設計図書やソースプログラム等のドキュメントを提出させることとする。

競争を事実上制限することのないよう、性能・機能はできる限り具体的で分かりやすいものとする。

(4) 業務等準備時間の十分な確保

一者応札、応募となっている契約については、業務等の内容に応じ、契約（落札決定）後の準備期間をよく考慮したうえで契約期間等を設定し、また年度当初から業務等が開始されるものについては、落札決定から業務等開始までに十分な期間を設けられるよう入札実施時期を設定することにより、それぞれ新規参入を促す。

(5) 業者等からの聴き取り

入札に参加しなかった業者等から、その理由、及び参加が可能となる条件等について聴き取り調査を行い、その結果を検討したうえで対応可能なものは以後の入札に反映させる。

(6) その他複数の者が入札に参加しやすくするための方策

契約内容において、余裕を持たせた納期の設定を行う。

企業情報の収集に努め、入札参加者の拡大、新規取引業者の開拓を図る。

(個別項目)

(7) 過去に契約実績のある者及び特殊な技術、特定の情報を有する者に有利となっているものへの対応

機械設備、情報システムの保守点検に係る契約などについて、長期的な企業判断に立った新規参入を可能にするため、複数年契約の導入を検討する。

当該業務が適切な発注単位となっているか検討を行い、一括調達への移行を検討するなど、発注コストも考慮しつつ競争性の確保を図る。

今後の調達において、業務の性質上可能と判断されるものは、賃貸借契約と保守契約を一体で調達することなどを検討する。

3. フォローアップ

一者応札、一者応募となっている案件については、平成20年12月に設置した「競争促進プロジェクトチーム」及び「一者応札解消プロジェクトチーム」において、調達・契約部門と製造・技術部門とが一体となって具体的な問題点を把握・分析し、その改善方を講じるよう、引き続き対処していく。

また、監事監査において、重点項目として一者応札、一者応募について全件ヒアリングが行われ、その適正化について点検を受けている。